

事務所便り

令和元年12月号
令和元年12月20日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

早くも12月、と思ったばかりなのに、もう年末が迫ってきています。
今年もお世話になりました。新年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和2年度税制改正大綱

税理士 鎌田 ふくみ

12月12日、与党税制改正大綱が発表されました。ニュース番組や新聞記事などで報道されていたので、ご覧になる機会もあったかと思います。今年の税制改正は小粒である、大きな目玉がない、とも言われているようです。

「基本的な考え方」が大綱の前書き的位置にあります。人口減少、少子高齢化、人生100年時代、海外発の経済の下方リスク、等々を克服、適切に備える、などの見慣れた言葉が文頭を飾ります。5G情報インフラの普及促進にも取り組む、とあります。

以下、見出しのみですが、改正点の一部を列举してみます。

- つみたてNISAの設定期間の延長
- 低未利用地の長期譲渡所得につき100万円の特別控除新設
- 所有者不明土地の固定資産税を使用者に課税
- 未婚のひとり親について寡婦控除適用
- 寡婦控除の寡婦に寡夫と同じ500万円の所得制限を設ける
- 第5世代移動通信システム導入関連の特別償却または特別控除
- 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人は、消費税の確定申告書の提出期限を1月延長することが可能となる(要届出書・利子税あり)

令和3年3月31日以後終了事業年度から

なお、施行は令和4年4月1日以後開始事業年度からなので、まだ先のことになりますが、「連結納税制度」の見直しが行われ、「グループ通算制度」に移行することが予定されています。企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に変えて、各法人が個別に法人税額の計算と納税を行いつつ、損益通算等の調整を行えるようにする、との趣旨がうたわれています。

給与所得の源泉徴収税額の求め方について

スタッフ 鵜川 剛

居住者に支払う毎月（日）の給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）」を使用して求めること

ができます。具体的には「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ、下記のように使用します。

なお、令和2年1月から源泉徴収税額表が変更されています。また、扶養親族等の合計所得金額要件が変更となっています。

給与計算ソフトを使用している場合は、税率変更、又は、バージョンアップが必要と思われるので、ご確認ください。

1 税額表の使用区分

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄
月額表 (1ページ)	(1) 月ごとに支払うもの (2) 半月ごと、10日ごとに支払うもの (3) 月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
日額表 (8ページ)	(1) 毎日支払うもの (2) 週ごとに支払うもの (3) 日割で支払うもの	日雇賃金を除きます。 甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
	日雇賃金	
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (15ページ)	賞与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙欄……その他の人に支払う賞与

2 税額表の使い方

- 税額表に当てはめる給与等の金額は、その月(日)分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。
- 税額表の甲欄は、扶養親族等の数に応じて使用するようになっています。扶養親族等の数は、**源泉控除対象配偶者(合計所得金額が900万円以下である人に限ります)**と**控除対象扶養親族(給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族等で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます)**の合計数をいいます。また、給与等の支払を受ける人が、障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族(年齢16歳未満の人を含みます)のうち障害者又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

詳しくは、スタッフにご相談ください。

営業時間のお知らせ

土・日、祝祭日が事務所休業日です。

12月28日(土)から1月5日(日)まで、事務所全体で年末年始休暇をいただきますので、よろしくお願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。